ぐんま版消費者教育教材

９　相談事例　④マルチ商法

群馬県　生活こども部　消費生活課

令和5年2月改訂

気を付けてほしいトラブル事例

相談事例④
マルチ商法のトラブル

マ　ル　チ　商　法　と　は

商品やサービスを契約して会員になり、他の人を紹介してその人が契約すれば、紹介料がもらえる商法。

マルチ商法のトラブル　概要

①先輩から久しぶりに連絡があり会ったら、「簡単に儲かる」投資を勧められた

②投資用USBを購入して、友達を誘って紹介料をもらうという仕組みだった

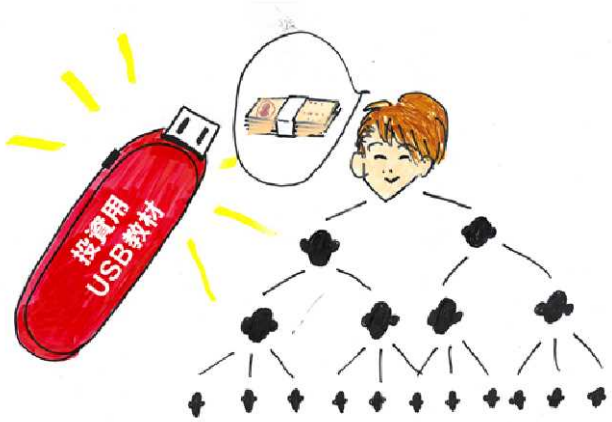

③断り切れず、消費者金融でローンを組んでUSBを購入

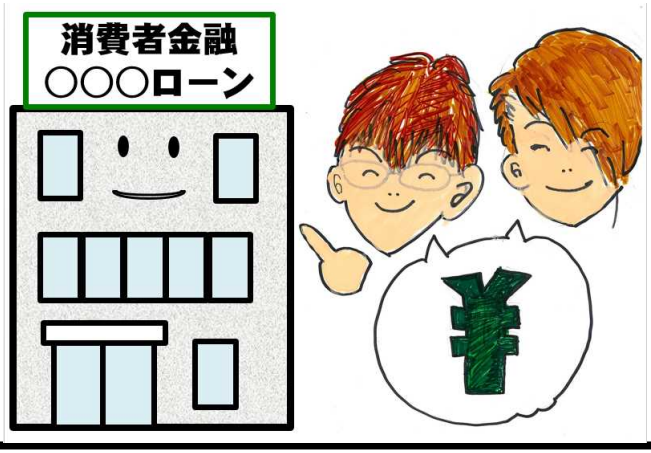

④友達を誘っても断られて友達を失い、投資もできずローンの返済ができなくなった

ロールプレイで確認しよう
マルチ商法のトラブル

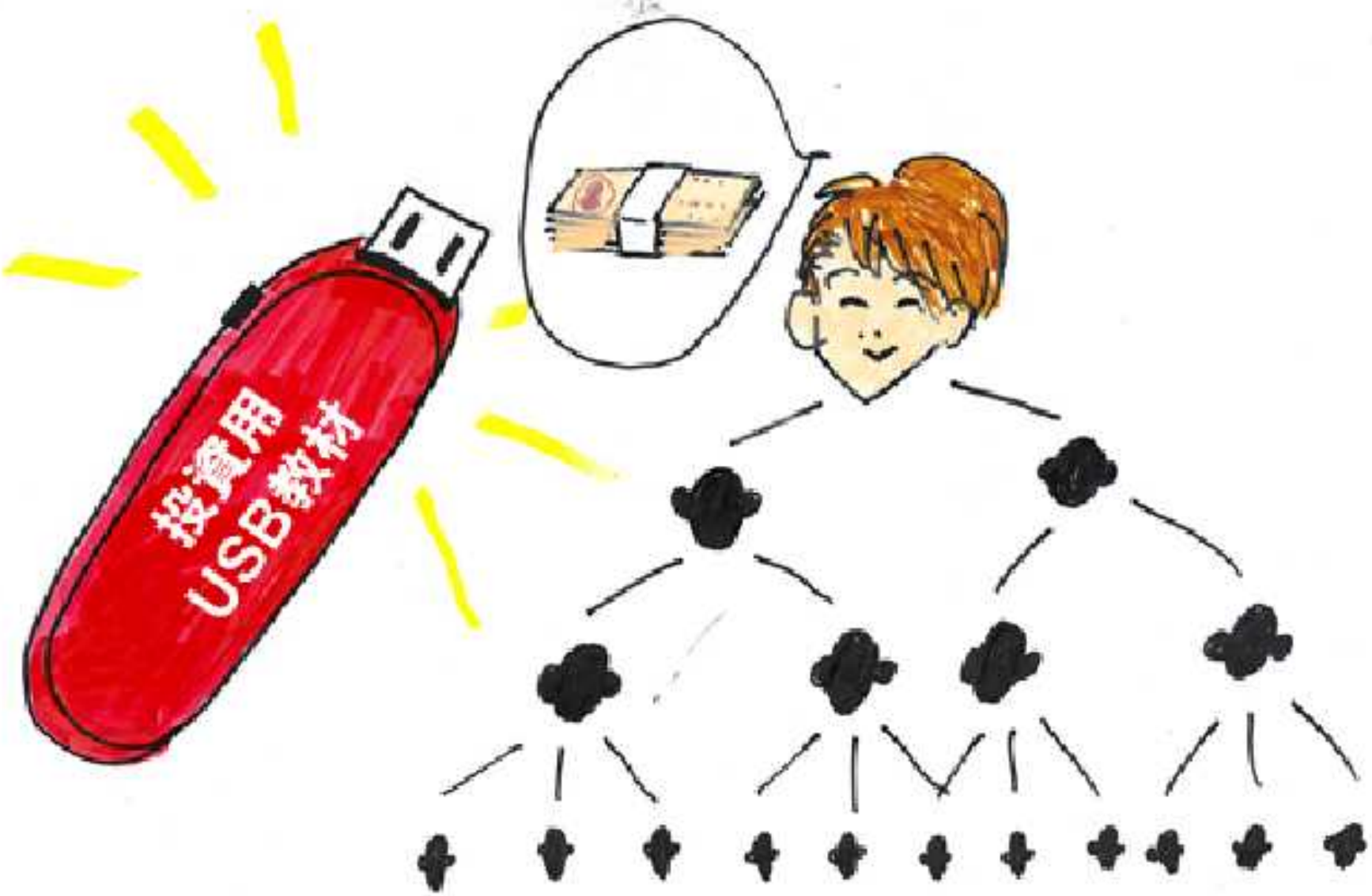
投資用
USB教材

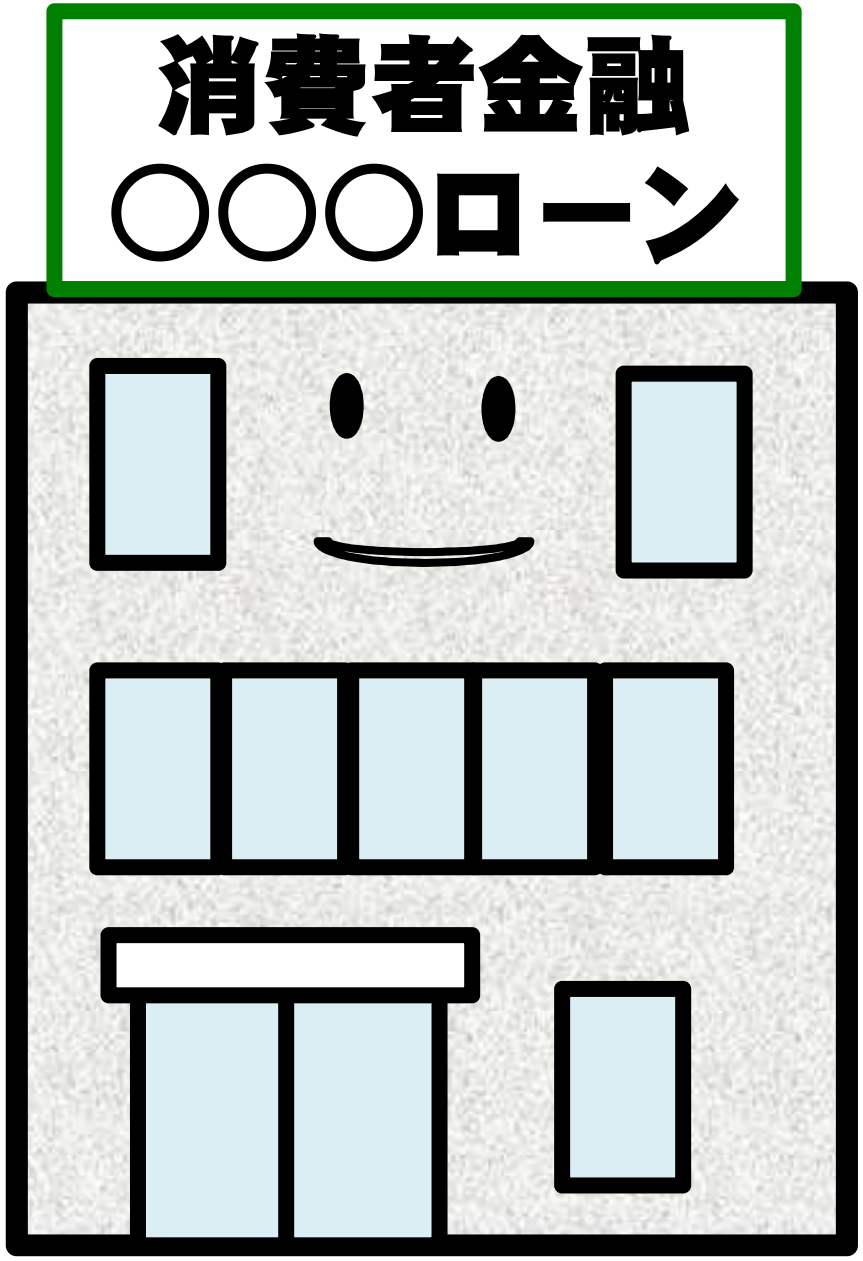
消費者金融
〇〇〇ローン

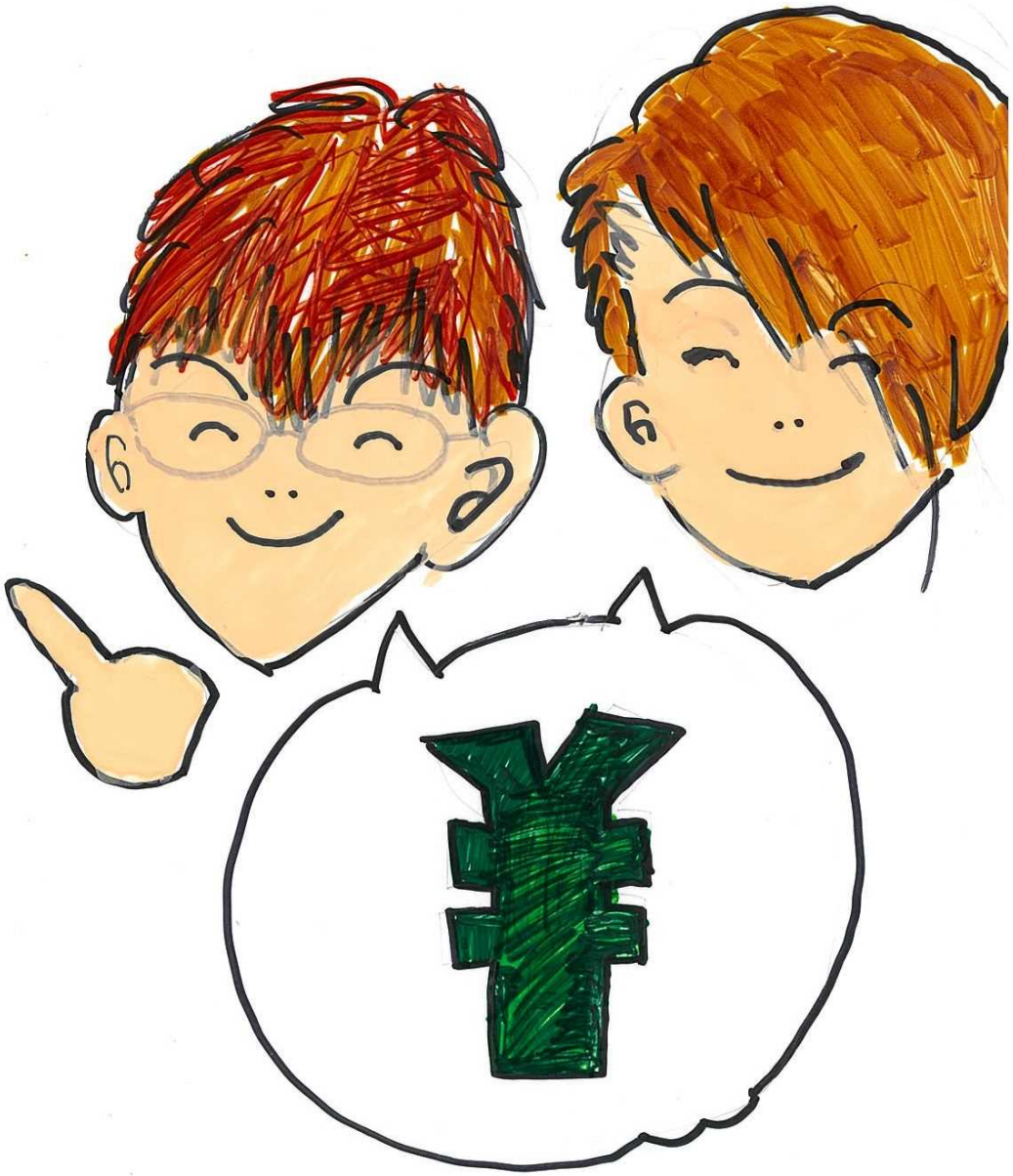

おまえ
騙されて
るよ!!
返済が
遅れてます！
お金は早く
返して!!
投資用
USB教材
そんなの
買わない!!

マルチ商法の勧誘をきっぱり断ってみよう！

断りの言葉

このUSBを友達に売るともっと儲かるよ！

きっぱり断る勇気を持とう！

✓「いいです」「今忙しいので」「お金が無いから」など、<u>あいまいな断り方はダメ</u>。

✓遠慮せずに、はっきり、きっぱりと断りましょう。

いりません

契約しません

帰ります

マルチ商法のトラブルの特徴

- マルチ商法は、人を誘って紹介料をもらう仕組みのため、友人間で広がります。
  - ・成人式等で**高校や中学の同級生**からの勧誘。
  - ・**大学のサークル内**での勧誘。
  - ・**SNS**で知り合った人からの勧誘。
- 借金をして支払った後で事業者と連絡が取れなくなり、借金だけが残ってしまう。
- 友達を勧誘すると友人関係が壊れる上、**自分が「加害者」**になってしまう。
- 心配した家族からの相談が多い。

マルチ商法被害に遭わないために

- 「儲かるから」「すぐに返済できる」と言われても、**安易に借金をしない！**
- 友達だからこそ、きっぱりと断る！

  →断れずに契約すると**「加害者」「被害者」**の関係となり、かえって友人関係が壊れてしまう。
- マルチ商法は**クーリング・オフの対象**

  【契約書面を受取った日を含め20日間】

→一人で悩まず、まず消費生活センターに相談を！

【解説】
９　相談事例④　マルチ商法

①2頁　**「マルチ商法とは」**

マルチ商法は、特定商取引法では「連鎖販売取引」と言い、取引形態そのものは違法ではありません。勧誘の連鎖により上位の会員にはより多くのマージン（紹介料）が入ることから、勧誘方法に問題のある悪質なマルチ商法の相談が多くなっています。

②3頁　**「投資用USB」**

近年、特に若者の間で、投資用USBなど内容がよくわからないものを対象としたマルチ商法のトラブルが多く見られます。「借金してもすぐに返せる」などと勧誘し、職業や年収など嘘の記載を促して消費者金融等から借金をさせて支払わせる手口で、実際には儲からずに借金が返せないとして相談に至る事例が多くなっています。

商品の販売から期間をあけて紹介料の仕組みを示すなどの、「連鎖販売取引」の規制の枠から逃れるようとする手口（後出しマルチ）も問題となっています。

③10頁　**「心配した家族からの相談が多い」**

周囲からの相談の場合は事業者とのやりとり等はできませんが、一般的な助言は可能です。また、事業者や手口の情報を集積する意義もあるので、まずは相談してください。

④11頁　**「クーリング・オフ」**

クーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日を含めて20日間ですが、勧誘に問題があった場合や契約書面に不備がある場合などは対応できる可能性もあるので、期間を過ぎても、あきらめずに消費生活センターに相談してください。

ただし、こういった悪質なマルチ商法の場合は、契約の取り消しに応じず解決に至らないケースも多くなっています。